

# 物価高騰対応等雇用安定支援金

物価高騰等の影響により、事業縮小等に伴う人員削減で離職者が発生した企業(送出企業)の離職者を県内で正規雇用した事業主(受入企業)に対して、正規雇用者1人につき**支援金30万円**を支給します。

## 送出企業の要件

次の①と②のいずれにも該当する企業

- ① 物価高騰等の影響により、直近1か月の売上高等が前年度の同月に比べ概ね10%以上減少していること
- ② 「送出企業要件確認申出書」の提出日以降に、**5人以上29人以下の離職者**が発生する企業であること

※離職者発生の前に、鳥取県立ハローワークへ「送出企業要件確認申出書」を提出して、送出企業の確認を受ける必要があります。

## 対象となる離職者

送出企業の離職者で、鳥取県立ハローワーク、ハローワーク、(公財)産業雇用安定センター等の職業紹介事業者(以下「ハローワーク等」という。)に求職登録している者(県内在住者)

## 支援金の支給対象事業主の要件

- ① 雇用保険の適用事業の事業主
- ② 送出企業を離職した日から1年以内に、ハローワーク等の紹介により県内で正規雇用した事業主
- ③ 正規雇用した前日の6か月前から支援金の支給申請日までの間に、事業主都合による解雇がないこと
- ④ 送出企業と経済的に独立していること(親会社、子会社、関連会社は対象外)、法令違反がないこと など

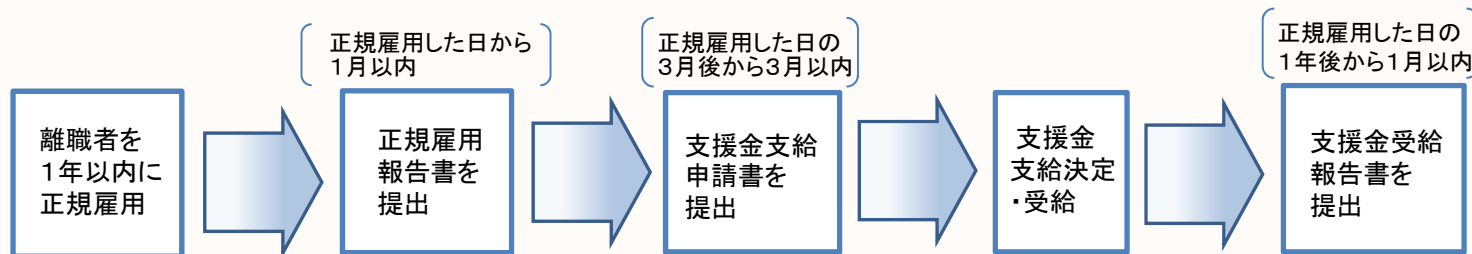
## 支援金の支給

**1人あたり30万円**(正規雇用した日の3月経過後から3月以内に申請)

物価高騰対応等  
雇用安定支援金HP→



## 支援金の手続きの流れ



※事業縮小等に伴い、30名以上の離職者が発生する場合は、「鳥取県労働移動受入奨励金」の制度があります。

鳥取県労働移動  
受入奨励金HP→



**【提出・お問合せ】** 支給要件などご不明な点がございましたら、次へお問い合わせください。

〒680-0835 鳥取市東品治町111-1(JR鳥取駅構内)	鳥取県立鳥取ハローワーク	TEL 0857-51-0501
〒682-0023 倉吉市山根557-1 パープルタウン1階	鳥取県立倉吉ハローワーク	TEL 0858-24-6112
〒683-0043 米子市末広町311 イオン米子駅前店4階	鳥取県立米子ハローワーク	TEL 0859-21-4585
〒684-8501 境港市上道町3000 境港市役所別館1階	鳥取県立境港ハローワーク	TEL 0859-44-3395